

平成 24 年（ワ）第 206 号、同第 543 号
柏崎刈羽原子力発電所運転差止請求事件
原 告 吉田 隆介 外 189 名
被 告 東京電力株式会社

原 告 準 備 書 面（13）

2013 年（平成 25 年）8 月 30 日

新潟地方裁判所 第 2 民事部合議係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 和 田 光 弘

同 松 永 仁

同 水 内 基 成

同 大 田 陸 介

1 はじめに

- (1) 本件原発の再稼働・運転が許容されるには、住民の生命・身体
の安全確保のため、いかなる事故にも対応できる万全な防災対策
が整備されていることが、最低限の条件である。

防災対策が万全であるには、前提となる被害想定が過少評価で
あってはならず、適切に設定されたものでなければならない。

また、福島第一事故の経験を十分に反映させる必要がある。

- (2) ところが、現行の防災対策は、前提となる被害想定が過少評価
であるほか、福島第一事故の経験を十分に反映していないなど看
過しがたい問題があり、住民の被曝は避けられない。

そのため、本件原発の再稼働・運転は許されない。

2 被害想定の設定

- (1) 福島第一原発における被害状況

ア 事故前の想定

福島第一事故発生前の旧原子力災害対策指針では、過少な被
害想定を前提に、防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲

(EPZ)を、原発から半径8 kmから10 kmに設定し、その範
囲内のみ対策を講じていた。国の防災基本計画においても、EPZ
を超える範囲の対策の必要性は認められていなかった。

施設外へ放射性物質が大量放出されることはないとして、原
発から半径20 km圏内・30 km圏内に十万人以上の住民が居住
しているにもかかわらず、立地評価に何ら問題はないとの結論
が導き出されていた。

そのため、複合型災害をはじめとする広域避難・長期避難を
想定した防災対策は、準備されていなかった。

イ 事故後の汚染状況

ところが、福島第一事故により、想定を遥かに上回る放射性
物質が環境中に放出され、多くの住民が避難を余儀なくされた。

セシウム137及び134の地表面への沈着状況は、訴状9頁記
載のとおりである。原発から半径10 kmを遥かに超える範囲に
多量の放射性物質が拡散し、原発から40 km以上離れた地域ま
で避難指示の対象となっている。

そのため、避難区域から避難指示に基づき少なくとも約14万
6520人が避難を余儀なくされたほか、区域外からの避難者
も多数発生した。

ウ 顕在化した問題点

現実的な被害想定をしていなかったため、事前の防災対策は

十分な機能を発揮しなかった。特に、運用面を担う事業者・国・福島県・受入先による事故対応、即ちソフト面の問題が多く発生した。

元々、被災自治体の多くは、避難先の確保や調整はおろか、通信手段や避難手段すら確保していなかった。そのため、自力での避難を余儀なくされた住民も少なくなかった。

また、放射性物質の放出に関する情報を、住民に十分に伝えられず、避難に活かすことができなかった。避難の判断に必要な天候などの情報も同様であった。そのため、放射性プルームの拡散に沿う形で避難したり、避難を繰り返すなど、避けられた被曝を余儀なくされた住民も少なくなかった。

受入先との連携も十分ではなく、避難者対応やスクリーニング体制も不十分であった。

これらについては、複合災害・広域災害であることが避難をより一層困難なものにした。

エ 福島第一事故の経験に習うならば、前提となる被害想定を過小評価することなく、適切に設定することが重要である。

(2) 本件原発における被害想定

ア 事故前の想定

本件原発においても、多重防護により放射性物質の原子炉施設からの大量放出はないことが前提とされていた。

そのため、災害時の拠点となるオフサイトセンターを原発からわずか約6.8kmの地点（柏崎市三和町5-48）に設置し、半径10km圏を原子力災害対策重点区域に指定するにとどまっていた。

イ 福島第一事故を踏まえた見直し

平成24年10月以降、原子力規制委員会（以下「規制委員会」とする）は、事故時の防災計画策定に関する参考資料として、別紙1を公表した。

これは、福島第一事故を前提に、出力の違いに応じた放射性物質の放出を基に、本件原発事故時の拡散状況を予想したものである。

しかし、福島第一事故の態様は、必ずしも本件原発で考えられる事故態様と同じではない。

また、以下のとおり、地上への影響が小さくなるなどの問題点がある。

（以下、青山貞一、鷹取敦、環境総合研究所「地形考慮なき稚拙な原子力規制委拡散シミュレーションの問題点～環境総合

研究所 Super AIR/3DD と対比して」を参照した)。

(3) 原子力規制委員会による拡散シミュレーションの問題点

ア 地形を考慮しない

別紙 1 では、地形とは無関係に放射性物質が流れることを前提としており、地上への影響が小さくなっている。

しかし、地形が複雑な場合、空気の流れが地形によって乱されて拡散が妨げられるため、地上へ到達しやすくなり、地上への影響が大きくなる。

そして、わが国の原発は冷却水確保のため海に面しているが、その反対側の陸側の地形は複雑になっていることが多く、本件原発も例外ではない。

そのため、地上への影響はより深刻となる。

イ 平均化

本来、空気が流れる方向の中心線に近いほど濃度が高くなる。

しかし規制委員会の拡散シミュレーションでは、この点が反映されず、原発からの距離が同じであれば濃度が同じになるような計算方法を用いており、平均化によって濃度がより低くなる地域がある。

そのため、地上への影響はより深刻となる。

ウ 気象条件の出現頻度の考慮

規制委員会の拡散シミュレーションでは、原発からの方位によって影響が大きく異なっている。同じ気象条件で地形が平坦であれば影響も同じになるはずであるが、1年間の気象データを用いて出現頻度（1年間でその気象条件が実際に観測された時の割合）を考慮したためである。

即ち、1年間の1時間毎の実際の気象データ（24時間×36日＝8760時間）を全て使って方位別に線量を求め、小さい方から累積した場合の97%目によって図を作成し、濃度の高い方から3%分のみ除くとしている。

しかし、それでは、著しく薄められた結果となってしまう。

即ち、規制委員会の拡散シミュレーションでは、16風向それぞれの結果を低い方から並べ、この時全体のデータが24時間×365日＝8760時間分あるものとし（不足分は0で埋める）、下から97%目の値を採用していることとなる。

1風向あたりの平均データ数は $8760 \div 16 = 547.5$ 時間である。8760時間の低い方から97%は8497.2時間、残りは262.8時間である。平均547.5時間から262.8時間を除いてしまうと、平均して高い方から半分のデータは取り除かれてしまうことになる。

実際には、極端に高いデータではなく、出現頻度 547.5 時間未満の約半分のデータを取り除いていることになる。

実際、規制委員会も、1 年間の出現時間数が 262.8 時間に満たない風向は濃度 0 として扱うとしている。

しかし、実際の事故時には、出現頻度が少ない気象条件であっても、一旦発生すれば出現頻度に関係なく、その風下方向に影響が発生する。短期的に生じる影響の大きさは、年間の出現頻度とは全く無関係である。

実際、福島第一事故でも、風向が大きく変化しており、年間の出現頻度を考慮して対策を軽減することは、防災対策の実効性を失わせることとなる。

エ 規制委員会による注意書き

規制委員会も、自らの公表した拡散シミュレーションの問題点を認識し、以下のような注意喚起をしている。

【拡散シミュレーションの限界について】

拡散シミュレーションは、以下のように制度や信頼性に限界があることを踏まえて、参考とすべき。

- 地形を考慮しておらず、気象条件についても放出地点におけるある一方向に継続的に拡散するとの仮定をしていること。
- シミュレーションの結果は、個別具体的な放射性物質の拡散予測を表しているものではなく、年間を通じた気象条件などを踏まえた総体としての拡散の傾向を表したものであること。
- 初期条件の設定（放射性物質の放出シナリオ、気象条件、シミュレーションの前提条件等）や評価手法により解析結果は大きく異なること。
- 各サイトで実測した 1 年分の気象データ 8760 時間（365 日×24 時間）を用いているため、すべての気象条件をカバーできるものではなく、また今後の事故発生時の予測をしたものでもない。

（第 7 回原子力規制委員会配布資料「放射性物質の拡散シミュレーションの試算結果」について）

住民の視点に立った防災対策という観点からは、規制委員会の拡散シミュレーションのみに頼ることなく、より実態に即した被害想定を前提に、防災対策を検討する必要がある。

(4) 参考シミュレーションによる拡散予想

ア 別紙2は、上記問題点を克服した、環境総合研究所の原発事故時想定シミュレーションシステム「Super AIR3D/NPP」によって、本件原発の事故時における放射性物質の拡散状況の一例を明らかにしたものである。

但し、実際には気象条件が刻々と変化するため、各方向の住民が同時並行的に避難を迫られる事態も想定しなければならないほか、(5)で述べるとおり、事故態様が異なると、より広範囲での対策が必要となる。

イ 参考シミュレーションの設定条件は、以下のとおりである。

7基ある原子炉が、出力の違いなどに比例して福島第一事故の4倍の放射性物質を放出し（発生強度400%）、それらが全て地上に降下したと仮定する（fall down割合100）。

風の強さは風速2m毎秒として、大気安定度はD（中立）とする。

年間の積算線量は規制委員会と同様、住民が1日のうち16時間を屋内、8時間を屋外で過ごし、家屋内による低減効果を屋外比50%として計算する。

なお、積算線量の「内部追加被曝」のうち、初期被曝リスクについては、食品汚染状況や事故状況などに大きく依存するため、今回の予想例では、考慮外とした。

ウ 被曝状況の予想例

ここでは風向きの発生頻度として低くない新潟県内主要三都市における被曝状況を例示する。

なお、各事例の各図は以下のデータに関するものである。

- 図(1) 事故発生後7日の空間線量率
- 図(2) 事故発生後1年の積算線量
- 図(3) 事故発生後5年の積算線量の推移
- 図(4) 事故発生後5年の空間線量率の推移
- 図(5) 等価線量（1歳甲状腺）

事例1 南西風

新潟市役所（新潟市中央区学校町通1番町）付近の住民は年間30mSv程度の被曝をする可能性がある。

公衆被曝線量とされる年間1mSvや現存被ばく状況の上限値とされる年間20mSvを上回る。

事例2 西風

長岡市役所（長岡市大手通1丁目）付近の住民は年間150mSv程度の被曝をする可能性がある。

健康被害が確認され、緊急時被ばく状況の上限値とされる年間 100msv を上回る。

事例 3 北東風

上越市役所（上越市木田 1 丁目）付近の住民は年間 30msv 程度の被曝をする可能性がある。

エ 福島第一事故から明らかなどおり、これらの汚染地域の大半については、避難が長期間に及ぶ。

また、帰還のための物的・人的環境の回復には長期間を要する。

そのため、これら汚染地域の一定割合が、帰還困難区域と指定され、地域ごと居住放棄を余儀なくされる可能性が高い。

また、仮に帰還を前提とする区域に指定されても、子どもを抱える家族など被曝を避けたい住民が帰還せずに、地域社会としての機能が崩壊する可能性が高い。

いずれにせよ、少なくとも数万人から数十万人規模に及ぶ地域住民が、健康を害したり、故郷を失うなどの被害を受ける可能性がある。

(5) ところで、内閣府によって作成された被害想定では、福島第一事故の場合、最悪、半径 250km 圏内の住民の避難が検討された。

本件原発の場合も、水蒸気爆発が重なった場合には、より多くの放射性物質が放出されるため（訴状 81 頁以下参照）、被害がさらに甚大となる。

3 現行の防災対策の問題点

(1) 枠組み

現行の原子力災害対策の枠組みのベースは、災害一般と同様、災害対策基本法に基づき、国が防災基本計画を定め、その枠内で、地域の地域防災計画を定めることになっている。

但し、特別法としての原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力災害対策指針が定められ、同指針に基づき、各自治体が、各地の原子力防災計画を定めているとされている。

原子力災害対策特別措置法では、情報の共有と国主導による事業者・自治体との一元的対応こそ志向されているが、その一方で、住民を避難させる責務は依然として立地自治体が負っている。

かかる枠組みのもとで、本件原発では、新潟県防災会議（新潟県地域防災計画原子力災害対策編）、市町村による研究会（実効性ある避難計画暫定版）がそれぞれ防災計画を策定して、住民を避難等させることとなっている。

(2) 原子力災害対策重点区域の設定（図3）

ア 原子力災害対策指針による住民避難対策の概要は次のとおりである。

まず、原子力施設の異常事態に応じた緊急事態の区分を国が予め定め（警戒事態・施設敷地緊急事態・全面緊急事態）、事業者が防護措置を発動させる上記区分を決定する判断基準を予め定める（EAL。Emergency Action Level）。

その上で、OIL（Operational Intervention Level。運用時介入レベル）を設け、放射性物質の環境放出後に、環境モニタリング結果を踏まえ、屋内退避、避難、安定ヨウ素剤の服用などの措置を行うための判断基準に基づいて判断する、という枠組みをとっている。

イ そして、原子力災害対策重点区域を設定し、原発から概ね半径5 km圏内を予防的防御措置を準備する区域（PAZ）、概ね半径30 km以内を緊急時防御措置を準備する区域（UPZ）、と設定している。

そして、PAZ（半径5 km圏内）については、放射性物質の放出を待たずに、通報後直ちに避難を開始するとしている。

他方、UPZ（半径30 km圏内）については、当初屋内退避とし、モニタリングの結果、①地上1 mの地点で空間線量率が500 μ Sv/hを超えた場合、数時間以内に対象区域を設定の上、避難等を実施し、②同じく20 μ Sv/hを超えた場合、24時間以内に対象区域を設定の上、一週間以内に一時移転を実施するとしている。

そのほか、屋内退避措置を中心に、放射性プルーム通過時の被曝を避ける地域をPPA（Plume Protection Planning Area）としているが、具体的範囲については国としては定めていない。

ウ 県内市町村研究会による「広域避難シミュレーション」

上記指針及び拡散シミュレーションに基づき、新潟県内市町村で原子力安全対策に関する研究会を組織している。

同研究会では、「実効性のある避難計画（暫定版）」を策定し、「事態の把握及び対応」「避難・屋内退避の実施」「長期避難と復興」について検討している。

このうち避難については、PPAを概ね原発から30 km圏から50 km圏としているほか、PAZ、UPZの地域を対象に、全10パターンの広域避難シミュレーションを策定して、住民の広域避難を誘導するとしている。

(3) 問題点

福島第一事故に関する各種の事故報告書では、「住民の視点を踏まえた対応の欠如」「複合災害や過酷事象への対策を含む教育・訓練の不足」「緊急時の情報提供体制の不備」「避難計画や資機材等の事前準備の不足」「各種対策の意思決定の不明確さ」等の問題点が指摘された。

原子力災害対策指針や同指針に基づく地域防災計画の策定・実施においては、これら福島第一事故の経験を活かす必要がある。

ところが、現時点では、問題点が残されたままであり、住民の被曝を確実に回避することはできない。

ア UPZ の設定範囲

防護対象地域が、想定される状況に対して狭いため、住民の被曝を防止するには不十分である。即ち、規制委員会の参考シミュレーションでは、西風の場合、週 100mSv (IAEA 基準) を超える地域が西方 40.2 km の地点に及ぶほか、500 μ Sv/h (OIL1) に対応するとされていた週 50mSv の地域はさらに遠方に及ぶが、UPZ は 30km の範囲に止まり、その他の地域は PPA とされるにとどまる。

Super AIR3D/NPP の結果や福島第一事故の経験（飯館村など）を踏まえると、UPZ の範囲を半径 50km 圏内に広げるか、少なくとも PPA についても UPZ 同様の対策を施すなどして、事態に備える必要がある。

イ OIL のレベル

UPZ での避難は、主に運用上の介入レベル OIL の判断基準に基づいて行われるが、この介入レベルが高いため、避難開始の遅延による被曝の危険がある。

屋内退避 500 μ Sv/h という値は、2 時間で平常時の一般人の年間被曝限度量に達する値で、放射線管理区域の基準 (0.6 μ Sv/h) と比較しても非常に高い。妊婦・子どもへの考慮もなく、より低い介入レベルでの避難が必要である。

ウ 実効性の欠如

何よりも、多くの住民を速やかに避難させて被曝を回避させることが不可能である。

現行の防災計画によれば、周辺住民は、国や自治体の指示に基づいて、自治体の手配したバスや自家用車によって、広域避難することとなっている

まず、避難の前提となる情報伝達であるが、停電や通信網の寸断により、事業者・国・自治体からの住民に対する情報提供

はもとより、自治体による情報収集すら著しく困難となる可能性がある。

また、避難についても、避難対象となる人口が、新潟県内各市町村だけで、平成 24 年 7 月 1 日時点で、PAZ が 21,300 人、UPZ が 426,000 人、PPA が 667,600 人となっている。PAZ・UPZ 合計で 447,300 人、PAZ・UPZ・PPA 合計で 1,114,900 人である。

対する輸送能力は、中心となる民間事業者の保有バスが、保有台数レベルで 114,338 人分でしかない。実際に避難に使用できる台数は稼働状況によるため、これを下回る可能性が高い。

避難経路についても、元々、インフラとしても、住民の一斉避難に耐えられる状態にない。そのときどきの風向きに対して直角方向に向かう道路が必ずしも整備されている保証はないほか、地震発生などの複合災害時には幹線道路をはじめとする道路の寸断も見られる。冬期間であれば、降雪による寸断もある。燃料の備蓄・補給の問題もある。

さらに、福島第一事故や新潟県の広域避難訓練でも明らかになったとおり、避難する自動車により大渋滞が発生する。

一時滞在者や要援護者には特別の配慮が必要となる。

そのため、多くの住民が速やかに移動することは困難である。

加えて、気象条件や原発の状況は刻々と変化するため、被曝を避けるために、避難対象や避難先の変更を迫られる。状況によっては、一度避難した住民が繰り返し避難するだけでなく、異なる方面の住民が同時並行で避難をしなければならないこともある。

避難先についても、北東風が吹いた場合の糸魚川・妙高方面のように、避難施設の収容能力が不足し、避難先の確保さえできていない地域もある。避難先でのスクリーニング体制も確立されていないほか、コミュニティーが維持される避難方法や受入態勢も整っていない。

エ 要援護者への配慮の欠如、緊急時被ばく医療

福島第一事故では、医療機関や福祉施設からの避難に際して、行政からの十分な支援がなく、独力で移送手段や搬入先を確保するなど、関係機関の負担が著しかった。避難が長時間・長距離に及び、その過程で悪化・死亡した例も少なくない。

本件原発の周辺にも、医療機関や福祉施設が多数あるが、現時点においても、広域避難を想定した、避難先・移動手段確保のための制度的担保はない。

そのため、本件原発の事故時には、これら医療機関・福祉施

設に過度の負担がかかり、その避難の過程で、命を落としたり、健康を害する事態の発生は避けられない。

(4) 広域避難訓練で露呈した問題点

ア 平成 25 年 3 月 13 日、被告や新潟県、柏崎市、周辺住民約 400 名が参加して、広域避難訓練が実施された。大規模地震により直流電源系統が喪失し、10 条通報事象が発生したという設定であった。

現在の防災体制では、本件原発の事故では、即時避難区域（PAZ）で約 2 万 1000 人の即時避難が必要とされているが、実際の住民参加はその 50 分の 1 の 400 名に止まった。

イ 小人数の参加に止まったにもかかわらず、情報伝達に関する役割分担が明確でない、防災無線が流れない・聞こえない、行政からの情報伝達がコミュニティーセンター単位にとどまり各町内単位まで及ばない、被ばくを防ぐ安定ヨウ素剤の服用方法が定まっていない、避難中に原発や風向きなどの情報が入ってこない、バスでの避難であったにもかかわらず大渋滞が発生した、自家用車への対応がないなどの問題点や限界が指摘された。

この訓練は、住民避難の前提となる事業者から国、自治体への情報提供はスムーズで、避難手段（バス・自家用車）も予め十分に準備され、道路の寸断もなく、日中の事故発生、参加住民もわずか 400 名、拡散状況の変化に伴う避難先の度重なる変更がない、一時滞在者も多くないなど、非常に甘い条件であった。

実際の事故時には、PAZ 内部（5 k m 圏内）でも避難対象者が 50 倍に及ぶほか、さらに UPZ 圏内（30 k m 圏内）やその外側の住民（PPA 内外）も避難を余儀なくされるため、ずっと厳しい避難条件となる。

非常に甘い条件の訓練でさえ避難に支障が出るようであれば地震（余震）、津波、火災、テロ、大雪、道路の寸断、災害弱者対応など実際の事故時には、速やかな避難は期待できない。

また、住民への情報伝達、避難中の情報提供、交通渋滞、ヨウ素剤の服用などについては、福島第一事故でも生じた問題点であるが、現時点においても具体的解決策が盛り込まれていない。

この訓練の結果を踏まえて、実施主体である新潟県が、国に対して、現行の防災対策について疑義や要望を出している。

(5) 中長期的対策の欠如

現在の対策は、当面の緊急避難を念頭に、一時的に避難するこ

とを想定している。

しかし、除染、汚染水対策、廃炉など解決策のない問題があり、福島第一事故においても、住民の避難は長期化している。

そのため、最低限、避難中及び避難終了後の経済的・精神的支援など、中長期的な視点での具体的対策が不可欠である。

ところが、現在の防災対策は必ずしも中長期的避難をもたらす複合災害などに即応していない。一般法である災害救助法では中長期的な避難生活への対応に限界がある。また特別法のうち、いわゆる原発事故子ども・被災者支援法も具体化の目途が立っていない。原子力損害賠償制度も、被災者の生活再建には不十分である。

そもそも、除染や廃炉の技術が確立されていない以上、原発事故により周辺住民が故郷を失うことは避けられないが、故郷を失うこと自体、また先の見えない長期避難を余儀なくされること自体、住民の平穏な生活を侵害するものである。

(6) 事業者の特性に由来する問題点

住民避難など防災対策は、事業者による情報公開、特に避難の出発点となる通報及び緊急事態の区分が重要となる。

ところが、被告にはこれまで情報公開の点において多々問題があるほか、福島第一事故においても、被告の情報公開は必ずしも十分ではなく、被害拡大の要因となっている。

そのため、本件原発事故の場合も、防護措置発動の遅れなど、住民の安全がないがしろにされる可能性が十分にある。

4 立地規制

(1) 原子炉等規制法による規制

以上のとおり、一旦原発事故が発生すると、住民の避難は現実的には不可能である。

原子炉設置段階では、立地上の規制がなされている。核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」とする）において、原子炉設置の許可条件として、「原子炉施設の位置が、原子炉による災害の防止上、支障がない」ことが要求されているが（同法第43条の3の6第1項4号）、その「位置」の適性審査が立地評価である。

そして、少なくとも本件原発の設置段階では、「原子炉立地審査指針」・「原子炉立地審査指針およびその適用に関する判断の目安について」（S39.5.27 原子力委員会決定）を満たすことが許可条件の一つであった。

(2) 立地審査指針の概要

ア 立地審査指針は、上記立地規制を受けて、万一の事故に関連して、その立地条件の適否を判断するためのものであり、

① 「基本的考え方」「立地審査の指針」「適用範囲」を示す「原子炉立地審査指針（別紙1）」

② 原子炉立地審査指針を適用する際に必要な暫定的な判断のめやす（別紙2）

から構成されている。

イ 別紙1の「基本的考え方」は、「原則的立地条件」と「基本的目標」から成る。このうち「原則的立地条件」は、万一の事故に備え公衆の安全を確保するために必要な下記の原則で構成される。

① 省略

② 原子炉は、その安全防護施設との関連において十分に公衆から離れていること。

③ 原子炉の敷地は、その周辺も含め、必要に応じ公衆に対して適切な措置を講じうる環境にあること。

また、「基本的目標」は、万一の事故時にも、公衆の安全確保などを方針として、この指針によって達成しようとする下記の目標を示している。

① 敷地周辺の事象、原子炉の特性、安全防護施設等を考慮し、技術的見地からみて、最悪の場合には起るかもしれないと考えられる重大な事故（以下「重大事故」という。）の発生を仮定しても、周辺の公衆に放射線障害を与えないこと。

② 更に、重大事故を超えるような技術的見地からは起るとは考えられない事故（以下「仮想事故」という。）（例えば、重大事故を想定する際には効果を期待した安全防護施設のうちのいくつかが動作しないと仮想し、それに相当する放射性物質の放散を仮想するもの）の発生を仮想しても、周辺の公衆に著しい放射線災害を与えないこと。

③ なお、仮想事故の場合には、集団線量に対する影響が十分に小さいこと。

そして、「立地審査の指針」では、上記基本的目標を達成するため、以下の三条件が少なくとも満たされていることの確認を求めている。

① 原子炉の周囲は、原子炉からある距離の範囲内は非居住区域であること。

ここにいう「ある距離の範囲」としては、重大事故の場合、

もし、その距離だけ離れた地点に人がいつづけるならば、その人に放射線障害を与えるかもしれないと判断される距離までの範囲をとるものとし、目安としては、甲状腺(小児)に対して150レム(1500msv)・全身に対して25レム(250msv)とされている。

また、「非居住区域」とは、公衆が原則として居住しない区域をいうとされている。

② 原子炉からある距離の範囲内であって、非居住区域の外側の地帯は、低人口地帯であること。

ここにいう「ある距離の範囲」としては、仮想事故の場合、何らの措置を講じなければ、範囲内にいる公衆に著しい放射線災害を与えるかもしれないと判断される範囲をとるものとし、目安としては、全身に対して25レム(250msv)とされている。

また、「低人口地帯」とは、著しい放射線災害を与えないために、適切な措置を講じうる環境にある地帯(例えば、人口密度の低い地帯)をいうとされている。

③ 原子炉敷地は、人口密集地帯からある距離だけ離れていること。

ここにいう「ある距離」としては、仮想事故の場合、全身線量の積算値が、集団線量の見地から十分受け入れられる程度に小さい値になるような距離をとるものとし、判断の目安としては、外国の例(例えば200万人レム)を参考とするとされている。

ウ 以上のとおり、立地審査指針は、事故時に公衆の安全を確保するために必要な「原則的立地条件」を踏まえて「基本的目標」を設定し、万一の事故を仮定(重大事故)・仮想(仮想事故)し、原子炉施設と公衆との離隔の確保を求めた要件を確認することによって、立地の適否を判断することとしていた。

(3) 立地規制違反の意味

福島第一事故により、同原発の設置が立地規制に反していたことや、これまでの想定事象が立地規制を潜脱するための過小評価であったことが明らかとなった。元原子力安全委員長も、国会の事故調査委員会において、「安全審査指針類に瑕疵があったことは認めざるを得ない」と謝罪すると共に、「(立地審査指針は)敷地周辺に被害を及ぼさないように定めたとしか思えない」と指摘している。

規制委員会、Super AIR/3DD いずれの拡散シミュレーションによっても、影響が20万人以上の居住区域に及び、かつその範囲の住民に適切な措置を講じえないことから、本件原発が設

置段階における立地規制に反していることは明らかである。

なお、立地審査指針は廃止されていても、原子炉設置の許可条件である原子炉等規制法の立地規制（位置規制）自体が失効しているわけではない。

これら立地規制は住民の生命・身体の安全を確保するためのものであることから、当該規制違反は、住民の生命・身体を害する具体的危険の存在を明らかにするものである。

5 立地県の問題意識

- (1) 原発の運転には、被害を受けるであろう地域住民及び立地自治体の理解が前提となる。

特に、設置許可段階で妥当とされていた各種規制基準が機能しないことが明らかになった以上、地域住民及び立地自治体の理解は不可欠である。

しかし、立地県である新潟県からも、防災対策について、「国の考え方や対応が明確になっていないこと等に起因する多くの課題が、原子力防災訓練の進行とともに、浮き彫りになった」として多くの問題点を指摘している。

具体的には、「住民等への情報伝達・発信」「広域避難の調整」「複合災害時の組織体制の構築」「安定ヨウ素剤の配布、服用」「災害対応の制度の見直し（指揮、責任、賠償を含む）」「避難者への対応」「財源措置」について課題があるとしている。

また、住民の被ばくを避けるためには、事故対応時の意思決定や連携などのソフト面についても、福島第一事故の検証と総括を踏まえて対策を講じる必要があると指摘している。

- (2) 上記指摘は、立地県が、少なくとも現在の防災対策のままでは、住民の生命・身体の安全を十分に守ることができないと判断していることを意味する。

6 結語

- (1) 以上のとおり、本件原発で事故が発生した場合、大量の放射性物質が環境中に放出される。

その結果、数十万人から 100 万人超、規制委員会の試算によっても約 20 万人もの住民が避難を余儀なくされるが、避難方法をはじめとする防災対策は確立されていない。

上記帰結は、原子炉等規制法の位置規制に抵触すると共に、住民の生命・身体の安全を侵害する具体的危険の発生を意味する。

また、長期間の避難自体、住民の平穏な生活を侵害するもので

ある。

- (2) 福島第一事故が発生するまでは、住民にこのような事態を甘受させることは全く想定していなかった。

住民、自治体だけでなく、国、被告ですら同様であった。

即ち、福島第一事故を契機として、原発稼働の前提条件が大きく異なっているのである。

これまで設置・運転の前提としていた事態が大きく異なり、本件原発の事故時に1名の被害者も出さないことができない以上、本件原発の再稼働・運転は許されない。

以上